

3. 整備方針と実施すべき特定事業等について

整備方針

南小樽駅と病院等を結ぶ歩行者動線を整備するとともに、南小樽駅のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者などのすべての人が円滑に移動でき、安心に暮らせるまちづくりを進めます。

また、冬期は、施設整備や行政による除排雪での対応に加え、施設管理者や市民による砂まきボランティアへの参加等、地域全体と行政が協働することで、冬期のバリアフリー環境の改善を目指します。

特定事業等

【公共交通特定事業】

鉄道駅等の特定旅客施設におけるバリアフリー化に関する事業です。

施設名	主な整備内容	実施予定期間
南小樽駅 - 管理者 - 北海道旅客鉄道(株)	移動経路の円滑化 ・エレベーター、自動ドアの設置 など	平成32年度 (概ね4年以内) までに整備を図る
	誘導案内設備 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 など	
	施設・設備 ・多機能トイレの設置	

【道路特定事業】

歩道の改良や路面の改善等に関する事業です。道路管理者と交通管理者が連携し、円滑な事業の推進を図ります。

施設名	主な整備内容	実施予定期間
市道 住吉線 - 管理者 - 小樽市	区間 道道天神南小樽停車場線 交点～国道5号交点	平成38年度 (概ね10年以内) までに整備を図る
	整備内容 ・歩道の有効幅員確保 ・歩道の勾配、舗装 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 など	

【交通安全特定事業】

信号機や、横断歩道等の改良に関する事業です。また、違法駐車防止のための広報啓発活動も推進します。

施設名	主な整備内容	実施予定期間
生活関連経路内の交通安全施設 - 管理者 - 北海道公安委員会	・必要に応じた信号機の適切な青時間の確保 など	平成33年度 (概ね5年以内) までに整備を図る

【その他の事業】

特別特定建築物以外の建築物や、生活関連施設を構成する駅前広場等、特定事業の対象とならない施設のバリアフリー化に関する事業です。

施設名	主な整備内容	実施予定期間
駅前広場 - 管理者 - 小樽市 北海道旅客鉄道(株)	・駅前広場と駅舎の段差解消 ・駅前広場と住吉線の段差解消 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・照明の設置 など	公共交通特定事業の進捗状況に応じて整備内容を検討し、整備を図る

バリアフリーの推進

【行政・施設管理者・市民の役割】

南小樽駅周辺地区におけるバリアフリーを実現するためには、行政、施設管理者及び利用者である市民がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りつつバリアフリー化に向けた取り組みを推進する必要があります。

【基本構想の進行管理】

基本構想の策定後は各施設管理者が特定事業計画を作成し、事業を実施します。また、市民及び利用者等の意見の反映等による事業の検証や、継続的な改善・向上に取り組むため、行政及び各施設管理者等が事業の進行管理を行う体制を構築し、バリアフリー化の着実な推進を継続的に図っていくこととします。



南小樽駅周辺地区 バリアフリー基本構想

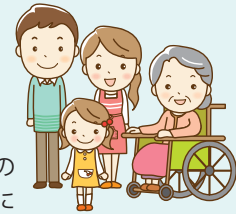
- 概要版 -

平成29年3月
小樽市

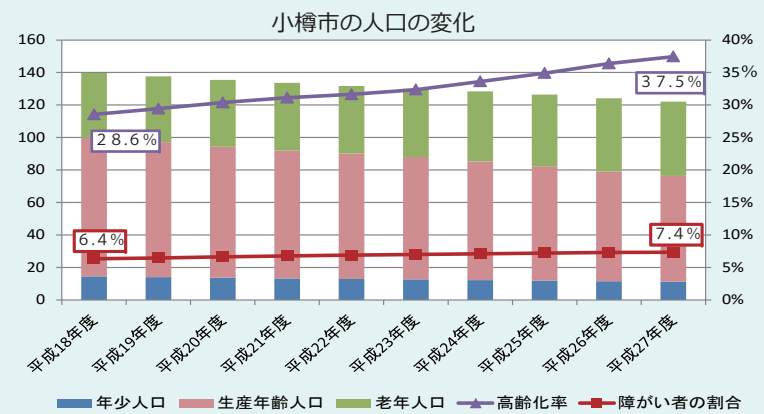
1. バリアフリー基本構想について

バリアフリー基本構想の背景と目的

バリアフリー基本構想とは、平成18年に制定された「バリアフリー新法」に基づき、自治体が高齢者、障がい者等が利用する施設が集積する地区で、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進するために策定するものです。



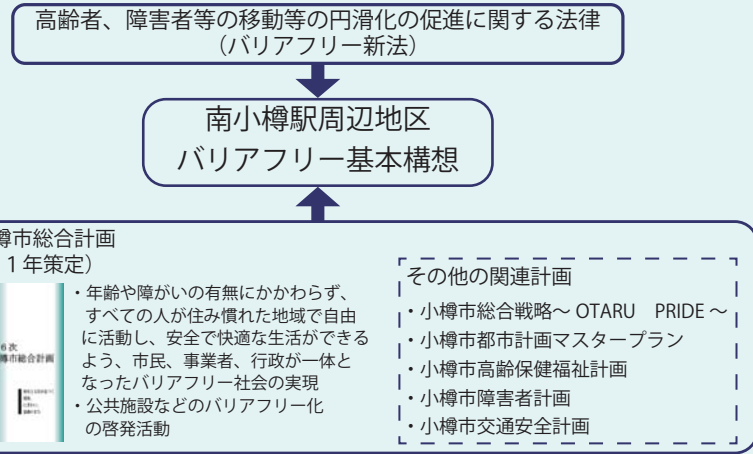
小樽市では、平成27年度末の高齢化率は37.5%（3人に1人が高齢者）であり、平成37年には40%を超えると予想されていることや、障がい者の割合も増加傾向にあることから、高齢者、障がい者などをはじめすべての人にとって移動の利便性、安全性の向上などを目的としてバリアフリー化の推進が必要となっています。そのため、市内でも特に鉄道駅を中心に病院等が多く立地しバリアフリー化の必要性が高い南小樽駅周辺地区で面的・一体的なバリアフリー化を促進するため、バリアフリー新法に基づき「南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。



基本構想の位置づけと目標年次

「バリアフリー新法」を根拠法令とし、小樽市が策定している第6次小樽市総合計画等の上位計画や関連計画との整合を図りました。

基本構想の目標年次は、平成38年度（概ね10年以内）としました。



2. 重点整備地区と生活関連経路について

重点整備地区の設定

一定の地区における施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために設定する重点整備地区について、以下の考え方にに基づき設定しました。

【重点整備地区設定の考え方】 **Point**

- 南小樽駅及びバス停留所を含み、それらの公共交通機関施設から徒歩圏内にある病院等の施設を含む範囲

生活関連施設・生活関連経路の設定

高齢者、障がい者などが利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の施設のうち、基本構想に位置づける施設である生活関連施設及び生活関連施設間を結ぶ生活関連経路について、以下の考え方にに基づき設定しました。

【生活関連施設の考え方】 **Point**

- ・不特定多数の人が利用する施設
- ・公共性、公益性の高い施設
- ・高齢者、障がい者などが日常生活及び社会生活において利用する施設

【生活関連経路の考え方】 **Point**

- ・旅客施設等と病院等の生活関連施設を最短で結ぶ骨格となる経路
- ・より多くの人が行き交う経路
- ・比較的平坦で徒歩での移動がしやすい経路

